

◆現行制度の見直しは急務

岡山労基署が再調査を行った復命書をみると、「倉敷保温工業を設立した1977年10月から1988年頃までの間においては被災者は石綿曝露作業が認められるものの、被災者が特別加入であった2001年5月10日から2003年2月20日の間においては石綿曝露作業がなかったことが判明しました」と記載されていた。

2007年4月9日に倉敷署が決定を行ってから、審査請求、再審査請求、そして提訴し争ってきた約2年10か月の時間と労力は何だったのか。

「石綿曝露作業がなかったことが判明しました」と片付けられていいものなのか。業務上であると認定すればいいというものではなく、被災者・遺族の最低限の生活保障という観点からも、現

行法制度の矛盾点について見直しを行うべきである。

一方、見方によれば、原告完全勝訴の判決が言い渡され、現行法制度の見直しを迫られる前に、自庁取消しの形で判決を残さないようにしたとも取れる。

労働者の期間と特別加入の期間の双方で石綿に曝露した方で、低額の給付となる事例が多発している。他の事例で、「労災（給付日額3,800円）を取り消してもらって、生活保護をもらった方がまし」と言われている方もいるし、若年時曝露の方の給付日額についても同じ矛盾が起こっている。

曝露から発症までの潜伏期間が長い石綿問題について、給付日額の算定方法を被災者救済の立場での見直しが急務となっている。



(ひょうご労働安全衛生センター)

ら昭和44年2月まで請求人の父親が経営するS鉄工所に労働者として就労した。具体的な作業内容は、工場において鉄鋼の製造加工を行うほか、新築及び改築に伴う現場での鉄骨工事、金物工事、シャッター工事、内装工事等を行うものであった。

2 請求人は、平成17年9月6日付けで静岡労働局長（以下「原処分庁」という。）からじん肺管理区分「管理4」の決定通知を受けたことから（症状確認日：平成17年7月30日）、三島労働基準監督署長（以下「署長」という。）に対し平成17年9月10日付けで同年7月30日から8月31日までの休業補償給付の支給請求を行った。また、請求人は、離職時の賃金が不明であるとして、平成18年3月7日付けで、平均賃金決定申請書を提出した。

3 原処分庁は平成18年5月23日付けで平均賃金を10,331円97銭と決定し、請求人に通知した。署長は、平成18年5月23日付けで請求人からの休業補償給付の支給請求に対し、S鉄工所を最終事業場とし、請求人に係る疾病を業務上のものであるとして、支給決定を行った。

審査請求の要旨

原処分庁が決定した平均賃金の額と当時の標準報酬月額を日額換算した額とを比較すると平均賃金の額が下回っているため、当該平均賃金の決定処分

誤り認めた厚労大臣の裁決

静岡●算定不能な平均賃金の決定方法

給付基礎日額問題では、2010年3月31日付けで以下のような厚生労働大臣裁決（厚生労働省発基0331第10号）も出されているので、紹介する。

上記審査請求人（以下「請求人」という。）から平成18年7月20日付けをもって提起された労働基準法（昭和22年法律第49号。

以下「法」という。）第12条第8項の規定に基づく平均賃金の決定処分に対する審査請求については、次のとおり裁決する。

主 文

原処分は、これを取り消す。

事 実

1 請求人は、昭和28年4月か

の取消しを求める。

原処分庁の弁明の要旨

平均賃金は、法策12条第1項から第6項までの規定によっては算定し得ない場合においては、同条第8項の規定により厚生労働大臣の定めるところによるものとされている。

同項に基づく昭和24年4月11日付け労働省告示第5号（以下「告示第5号」という。）第2条においては、都道府県労働局長が同条第1項から第6項までの規定によって算定し得ないと認めた場合の平均賃金は、厚生労働省労働基準局長の定めるところによると規定され、昭和51年2月14日付け基発第193号（以下「第193号通達」という。）により、業務上疾病にかかった労働者の離職後の賃金額が不明な場合の平均賃金の算定について、その取扱いを示しているところである。

本件については、事業場が既に廃止され、請求人の離職日依然3か月間に支払われた賃金の額を、同条第1項から第6項までの規定によって算定し得ないことから、同条第8項及び告示第5号の規定に基づき第193号通達により平均賃金を算定したものであり、適正と考える。

したがって、請求人の申立てには理由がなく、本件審査請求に係る処分は適法かつ妥当である。

裁決の理由

1 平均賃金は、法第12条第1項から第6項までの規定によ

り、原則として平均賃金を算定すべき事由の発生した日以前3か月間における賃金の総額をその期間の総日数で除してこれを算定することとされているが、これによりその平均賃金を算定し得ない場合については、同条第8項の規定により厚生労働大臣がこれを定めることとされている。

これを受けた告示第5号に基づき厚生労働省労働基準局長が算定方法を定めるものとして、業務上疾病にかかった労働者が事業場を退職している場合の平均賃金の算定方法を定める昭和50年9月23日付け基発第556号（以下「第556号通達」という。）がある。また、業務上疾病にかかった労働者の離職時の賃金額が不明な場合の算定方法については、第193号通達がある。

2 本件は、請求人が昭和44年2月に粉じん作業に従事した最終事業場を離職後、平成17年7月30日に業務上疾病の診断が確定したものであり、原処分においては、離職日以前3か月間に支払われた賃金が不明であるとして、第193号通達により平均賃金を算定したものである。

3 これに対し、請求人は、平成18年7月20日付け審査請求書において、標準報酬月額を日額換算した額と平均賃金を比較すると平均賃金が下回っている旨主張する。

また、請求人は、平成19年4月26日付け反論書におい

て、「石綿による疾病に係る事務処理の迅速化等について」（平成17年7月27日付け基労補発0727001号。以下「通知」という。）に「請求人の主張を裏付ける資料」として、厚生年金保険等の被保険者記録照会回答票（以下「回答票」という。）を活用することが明記されており、この回答票は、石綿被害者の平均賃金を推定する裏づけ資料としても活用できる旨主張する。

4 本件につき審査した結果、回答票に記載されている標準報酬月額は、被保険者が毎年7月1日現に使用される事業所において同日前3月間に受けた報酬の総額をその期間の月数で除して得た額に基づき定められる標準報酬月額等級区分別の額であり、当該回答票からは請求人の離職日以前3か月間に支払われた賃金の額を厳密に算定することはできない。

しかしながら、本件については賃金台帳等他の証拠がなく、また、算定事由発生日における同種労働者も存在しないため、回答票を考慮することができないとすれば、第193号通達に基づき、屋外労働者職種別賃金調査により推算することとなるが、当該調査による職種別の1人1日平均現金給与額と比較して、回答票における標準報酬月額の方がより本人の離職時の賃金額を反映したものであり、離職時の賃金額を推算するに当たり

各地の便り

証拠として使用することができるものと考えられる。

また、回答票における離職時の標準報酬月額を離職時の賃金額として、第556号通達により平均賃金を算定した場合、平均賃金額は原処分よ

り高額となると認められる。

以上により、本件審査請求は理由があるものである。

よって、主文のとおり裁決する。

平成22年3月31日



厚生労働大臣 長妻 昭

者責任逃れ等、労働者には最悪の状態です。毎日のようにセンターを頼って相談に来ています。外国人労働者は、安全教育も受けず、配属日から実作業について怪我をする労働者が多く、研修生制度で働いている労働者も同様でとくに1年目の研修生の補償問題は労災保険の対象にならず救済に苦慮しています。

当面は、安全で健康に働ける職場づくりへの支援や労災職業病被災者を救済するために活動をしていきます。



みえ労災職業病センター正式設立

三重●10年あまりの準備会を経て

みえ労災職業病センターは、10年あまりの準備会を経て2010年3月22日に設立総会を開催し、正式に結成することができました(写真)。

全国安全センター・古谷杉郎事務局長もかけつけて、記念講演の講師を務めていただき、貴重なお話をいただくことができました。その他にもご臨席いただいた来賓の皆さん、名古屋労災職業病研究会・成田厚さん、労働科学研究所副所長・吉川徹さん、四日市環境医療大学助教・高橋悦子さん、三重県建設労働組合四日市支部執行委員長・太刀川登さん、また、東京労働安全衛生センター代表理事・平野敏夫さんや三多摩労働安全衛生センター議長・西島正さんから心強い祝電メッセージをいただきました。皆さんに心から御礼を申し上げます。

三重県下では、労働災害が多発しています。とくに製造業では、企業の労災隠し、二重三

重派遣や偽装請負による使用

(みえ労災職業病センター)

基地問題解決へ要請行動

沖縄●連合沖縄等がアスベスト問題講演会

連合沖縄、沖縄労働安全衛生センター主催、沖縄アスベスト労災職業病相談センター共催、全駐労沖縄地区本部、沖縄駐留軍離職者対策センター後援

で、「すべてのアスベスト被害の救済・補償を」を主題に、「復帰前従業員はなぜ労災補償されないのか」を副題に、2月27日、石綿対策全国連絡会議事務局

